

---

# 牧之原市

## 大切な命と財産を守る津波対策

MGP  
(MAKINOHARA GENSAI PLAN)  
【牧之原減災計画】

# 基本計画書

令和2年3月 牧之原市

---

---

---

---

## 市長のことば

牧之原市では、地震・津波に対する市民の安全・安心のため、平成26年2月に「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定しました。この中で、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、市民・地域・事業所・行政等がそれぞれの役割において地震・津波対策に取組み、想定される被害をできる限り軽減することを目指し、100のアクションを定めました。



また、東日本大震災以降、平成25年3月には市内の5小学校区の自治推進協議会が主体となった「津波防災まちづくり計画書」を策定し、市民との協働により計画を推進して参りました。その中で、まずは“命を守る施設の整備を先行”するため、避難タワーや避難地・避難路を整備してきました。しかし、地価の下落、人口減少が止まらず、より一層の安全・安心なまちづくりが求められています。

想定されるレベル1津波に対しては、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告、中央防災会議」を受けて策定した「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム2013」や「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、海岸管理者である国・静岡県・牧之原市が連携して海岸堤防等の整備を進めていますが、より一層の安全・安心なまちづくりのためには、レベル2津波に対する減災対策施設の整備が必要です。

このため、南海トラフ巨大地震による想定されるレベル2津波から大切な命と財産を守る津波対策を、市民や企業の皆さんとの協働と、国や県などとの連携・協力により行い、次の時代を担う若者や子どもたちが集うまちづくりを推進する「MGP（MAKINOHARA GENSAI PLAN）」と名付け、基本計画書をここに策定しました。

また、「MGP」は、平成27年3月に策定した“絆と元気が創る幸せあふれみんなが集うNEXT まきのほら”を将来都市像とする「第2次牧之原市総合計画」や「牧之原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付け、計画的な整備を推進してまいります。

牧之原市長 杉本基久雄

---

---

---



---

## 目次

|       |                          |    |
|-------|--------------------------|----|
| 1     | 計画の目的                    | 1  |
| 1-1   | 計画の目的                    | 1  |
| 1-2   | 計画の背景                    | 2  |
| 1-2-1 | 東日本大震災を契機とした想定津波の考え方     | 2  |
| 1-2-2 | 市民の意識調査                  | 6  |
| 1-2-3 | 牧之原市の人口・資産等の推移           | 7  |
| 1-3   | 牧之原市の津波対策検討の経緯           | 9  |
| 2     | 牧之原市の現況                  | 10 |
| 2-1   | 牧之原市の津波防災対策（L2 津波に備えて）   | 10 |
| 2-2   | 国・県及び市の津波防災対策（L1 津波に備えて） | 11 |
| 2-3   | 地域に関連する法令等               | 12 |
| 2-3-1 | 海岸法                      | 12 |
| 2-3-2 | 森林法                      | 12 |
| 2-3-3 | 自然公園法                    | 13 |
| 2-3-4 | 都市計画法                    | 14 |
| 2-3-5 | 道路法                      | 15 |
| 2-3-6 | 各地区の法規制等                 | 15 |
| 2-3-7 | 各地区との意見交換会               | 20 |
| 3     | 基本方針                     | 21 |
| 3-1   | 「MGP」の基本方針               | 21 |
| 3-2   | 「MGP」整備高さの設定             | 23 |
| 3-2-1 | 整備高さ設定方法                 | 23 |
| 3-2-2 | 整備高さの設定                  | 24 |
| 3-3   | 「MGP」の基本構造               | 26 |
| 3-3-1 | 基本構造                     | 26 |
| 3-3-2 | 整備パターン                   | 26 |
| 3-4   | 整備パターンの区間分類              | 28 |
| 3-5   | 対象地区の設定                  | 29 |
| 3-6   | 整備による効果                  | 30 |
| 3-7   | 市民へのアンケート調査              | 32 |
| 3-8   | その他                      | 33 |
| 3-8-1 | その他の防災・減災対策              | 33 |
| 3-8-2 | 植栽                       | 34 |
| 3-8-3 | アクセス方法                   | 34 |
| 4     | 維持管理                     | 35 |
| 4-1   | 維持管理方針・計画                | 35 |
| 4-2   | 利活用計画                    | 35 |
| 5     | 今後の課題                    | 36 |
| 6     | 用語集                      | 37 |

---

---

## 1 計画の目的

---

### 1-1 計画の目的

牧之原市は南海トラフを震源とする地震・津波により想定されている被害が大きく、東日本大震災を契機に、人口流出や地価下落が止まらない状況となっています。また、市民の意識調査の結果から「地震や津波などの被災のおそれ」が人口流出等の要因の一つであることが読み取れることから、地震・津波による被害を軽減し、地域の安全・安心のレベルを向上させる必要があります。

市民の命の安全（避難時間確保）と財産（津波浸水区域の軽減）を守るため、レベル2津波に対応した施設を整備し、市外への人口流出を止めるとともに、人口流入を促進させます。レベル2津波に対応した施設計画を「MGP（MAKINOHARA GENSAI PLAN：牧之原減災計画）」と名付け、基本計画書を策定しました。

## 1-2 計画の背景

### 1-2-1 東日本大震災を契機とした想定津波の考え方

これまでの牧之原市の津波対策は、静岡県が平成 13 年 5 月に公表した「第 3 次地震被害想定」に基づき、海岸防潮堤や水門・陸こうの開閉自動化を行うとともに、自主防災会の育成や津波避難訓練など様々な防災対策を行ってきました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震ではマグニチュード 9.0 という巨大地震により発生した大津波により、多くの尊い人命や財産を失いました。この教訓を踏まえ、国では中央防災会議の報告を受けて表 1-1 に示すように、津波の規模や発生頻度に応じて 2 つのレベルの津波を想定することとしました。

表 1-1 これからの想定津波の考え方

|                       | 発生頻度と規模                                   | 考え方                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| レベル 1<br><b>L1 津波</b> | 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 | 人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備 |
| レベル 2<br><b>L2 津波</b> | 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波     | 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立      |

参考：中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」（平成 23 年 9 月 28 日）

（以下、本基本計画ではレベル 1 津波を「L1 津波」、レベル 2 津波を「L2 津波」とする）

このような考え方を踏まえ、「人の命が第一」、「災害に上限はない」という考えのもと、「減災」の視点に立ち、最大クラスの津波を対象に「逃げる」ことを前提として、ハード・ソフト施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するため、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律」（平成 23 年法律第 123 号）が成立し、各都道府県から、最大クラスの津波浸水想定が公表されています。

静岡県においては、南海トラフ沿いで発生する巨大地震・津波について、平成 25 年 6 月に「第 4 次地震被害想定<sup>注 1</sup>」、平成 25 年 11 月に「津波浸水想定図」を公表しました。「第 4 次地震被害

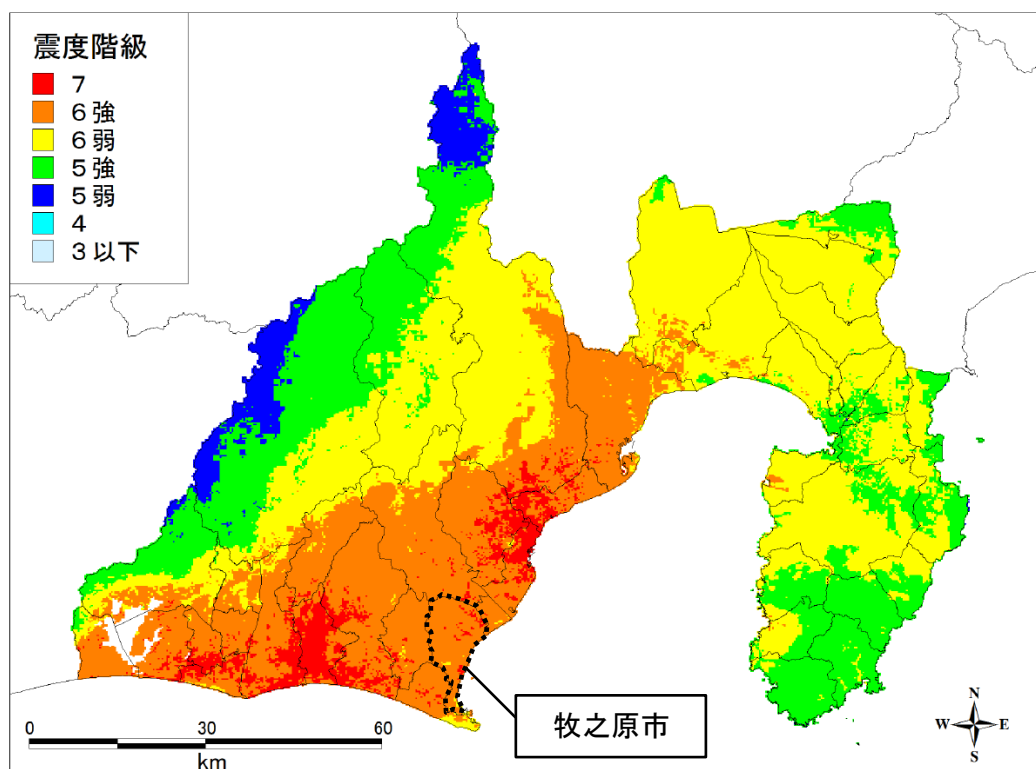
注 1 静岡県第 4 次地震被害想定資料 (<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/shiryou.html>)

害想定」の中では、牧之原市における津波による被害は、表 1-2、図 1-1～図 1-3 のように最大震度 7、最大津波高 14m、浸水域 10.8km<sup>2</sup>、津波による死者約 13,000 人と甚大な被害が想定されており、市民から早急な津波対策に対する要望が寄せられているところです。

表 1-2 牧之原市における津波による人的被害等

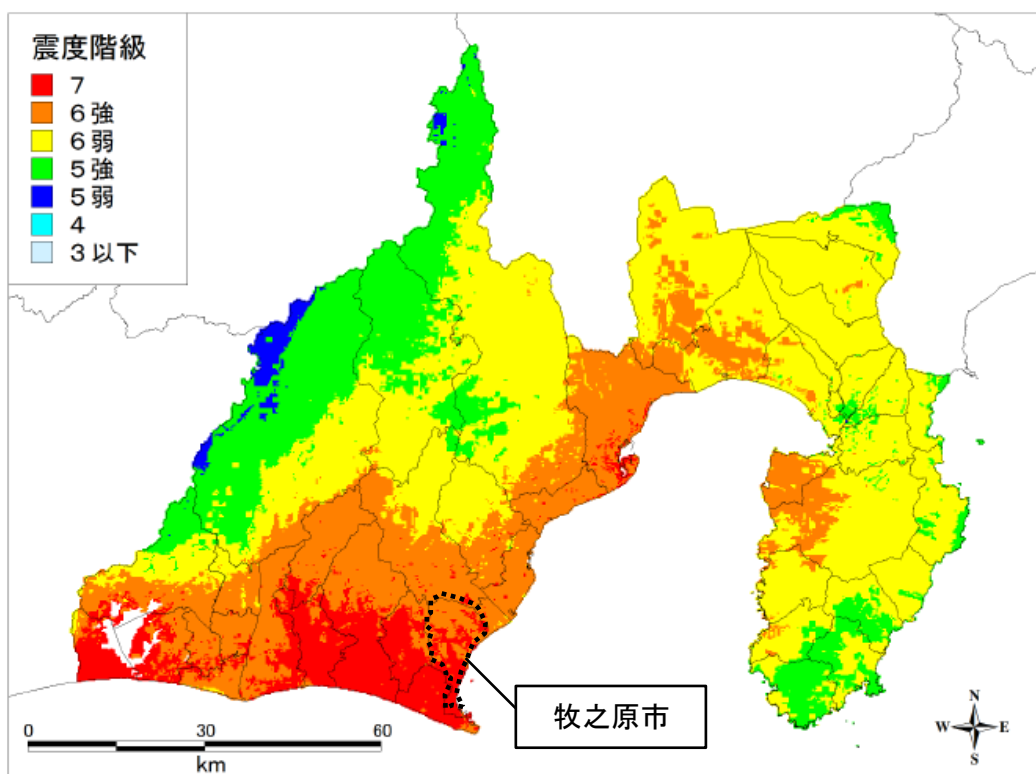
|          | レベル 1              | レベル 2               |
|----------|--------------------|---------------------|
| 津波による死者  | 約 300 人            | 約 13,000 人（県内最多）    |
| 津波による負傷者 | 約 50 人             | 約 900 人             |
| 浸水面積     | 2.1km <sup>2</sup> | 10.8km <sup>2</sup> |
| 津波高（最大）  | 11m                | 14m                 |

参考：静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）（平成 25 年 6 月）



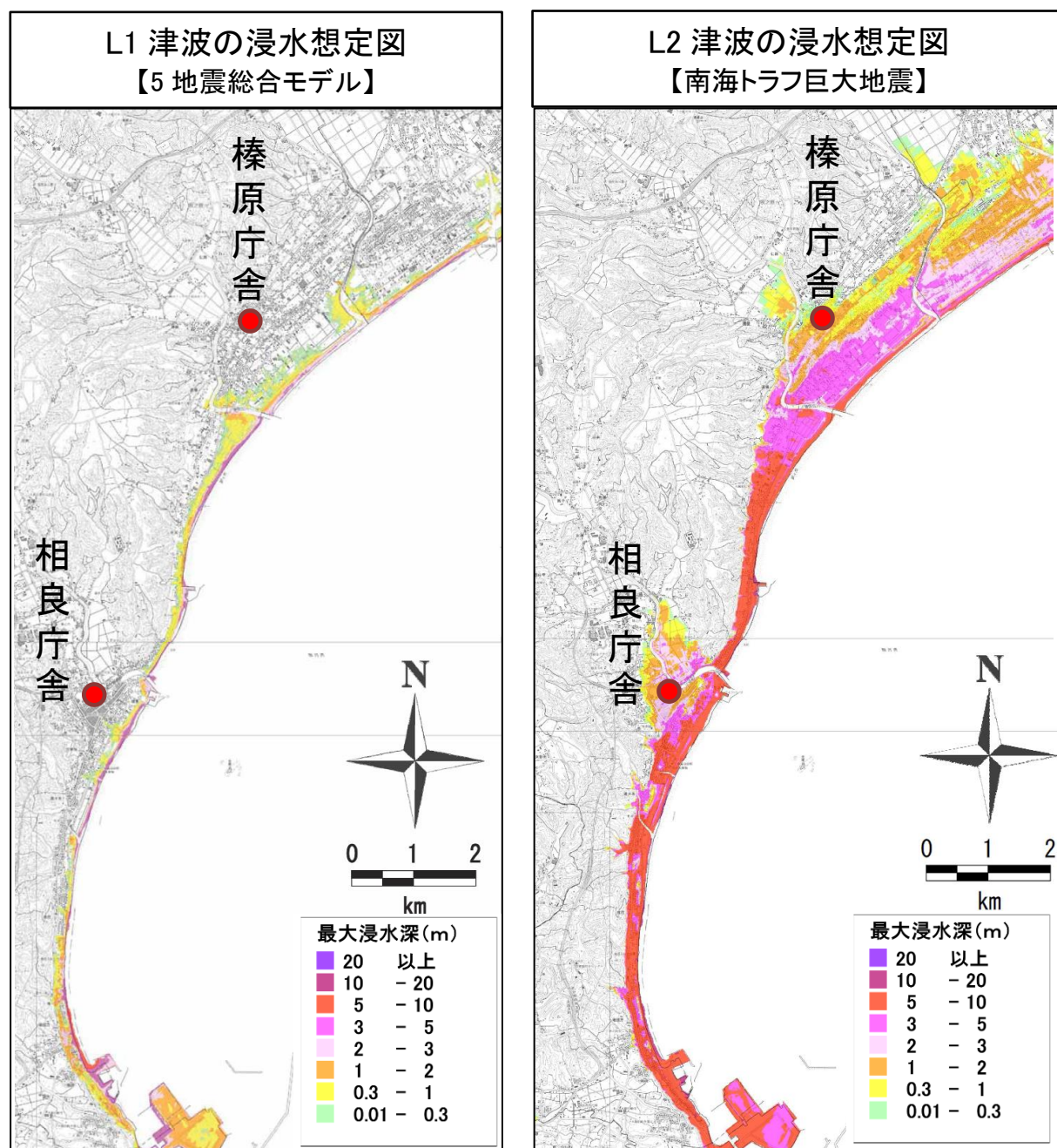
引用：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

図 1-1 震度分布図(レベル1の地震 東海・東南海・南海地震)



引用：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）（平成25年6月）

図 1-2 震度分布図(レベル2の地震 南海トラフ巨大地震 東側ケース)  
(レベル2地震のうち、震度が最大となる東側ケースを抜粋)



引用（L1 津波）：「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル 1 地震の津波の想定（平成 27 年 6 月）」静岡県第 4 次地震被害想定（追加資料）

引用（L2 津波）：「静岡県第 4 次地震被害想定（第一次報告）」（平成 25 年 6 月）

図 1-3 牧之原市における L1 津波及び L2 津波の浸水想定図



## 1-2-2 市民の意識調査

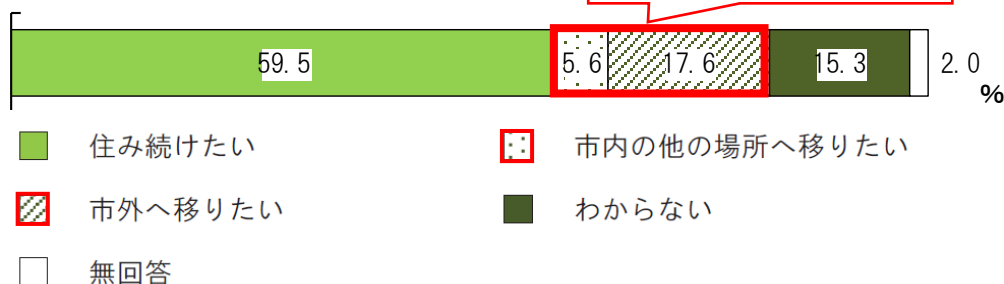
牧之原市では、市の様々な取り組みに対する市民の意識を把握し、市政や総合計画推進の基礎資料とすることを目的に、市民の意識調査<sup>注2</sup>を毎年実施しています。

令和元年度の調査結果（図 1-4）では、市民の約 23%が市外や市内の他の場所に移りたいと回答しています。その理由として、約半数が「地震津波の被害のおそれがあるから」と回答（複数回答）しています。平成 23 年東日本大震災直後の平成 24 年調査では 71.7%だった回答が令和元年には 47.8%に下がっており、市で行ってきた様々な防災対策が評価されているものと認識できるものの、地震・津波に対する“おそれ”は、依然として大きく意識されている状況です。

問1 あなたは、今お住まいの場所に今後も住み続けたいと思いますか？あてはまるものに1つ○印をつけてください。

## 回答結果

令和元年度  
(n=766)

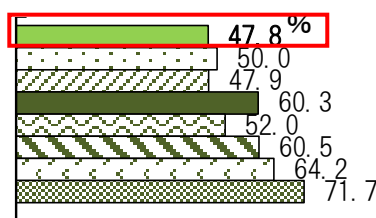


問2（問1で「市内の他の場所へ移りたい」または「市外へ移りたい」と答えた方のみ）

他の場所へ移りたい理由を、次の中から3つ以内で選んで○印をつけてください。

## 回答結果

地震や津波などの  
被災のおそれがあるから



## 【選択肢】

- 1.公共施設や大きな商店がなく生活に不便だから
- 2.通勤や通学など交通面が不便だから
- 3.道路などの生活基盤が整備されていないから
- 4.子育てや教育の環境が良くないから
- 5.医療や介護の環境が良くないから
- 6.自然環境が悪化しているから
- 7.地震や津波などの被災のおそれがあるから
- 8.人間関係やしきたり等が煩わしいから
- 9.知人や親族がいないから
- 10.故郷ではないから
- 11.勤めたい会社が市内にないから
- 12.その他

■ 令和元年度 (n=178) □ 平成30年度 (n=182) □ 平成29年度 (n=167) ■ 平成28年度 (n=219)  
■ 平成27年度 (n=221) ■ 平成26年度 (n=210) □ 平成25年度 (n=229) ■ 平成24年度 (n=152)

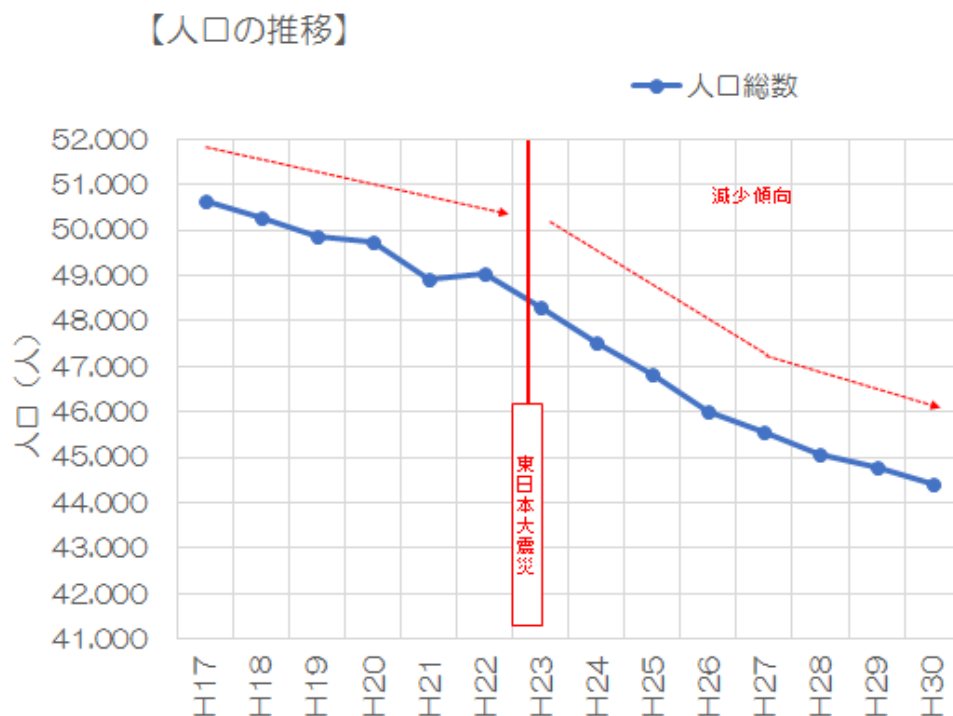
参考：令和元年度牧之原市市民意識調査報告書、令和元年 6 月

図 1-4 市民の意識調査結果の抜粋

注2 牧之原市 HP 公表 (<http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/shisei/ent/935.html>)

### 1-2-3 牧之原市の人口・資産等の推移

「1-2-2 市民の意識調査」では約 18%の市民が市外へ移りたいと回答しております。実際の人口・世帯数の推移を示したものが図 1-5 です。人口は減少を続けており、特に平成 23 年東日本大震災以降の減少傾向が顕著になっています。平成 20 年頃の人口約 50,000 人と比較すると平成 30 年には 45,000 人を下回っており、10 年間で 1 割以上の人口が減少しています。



参考：静岡県統計年鑑<sup>注3</sup>

図 1-5 牧之原市の人口の推移

平成 23 年東日本大震災以降、南海トラフに面した太平洋沿岸の地域では、地震・津波の危険性があることから、地価の下落が顕著であると言われています。地価平均値の推移を示したものが図 1-6 です。静岡県平均と比べて牧之原市の地価平均額は下落傾向が続いており、特に平成 23 年東日本大震災以降の下落が顕著になっています。

<sup>注3</sup> 静岡県統計年鑑 (<https://toukei.pref.shizuoka.jp/chosa/22-020/index.html>)



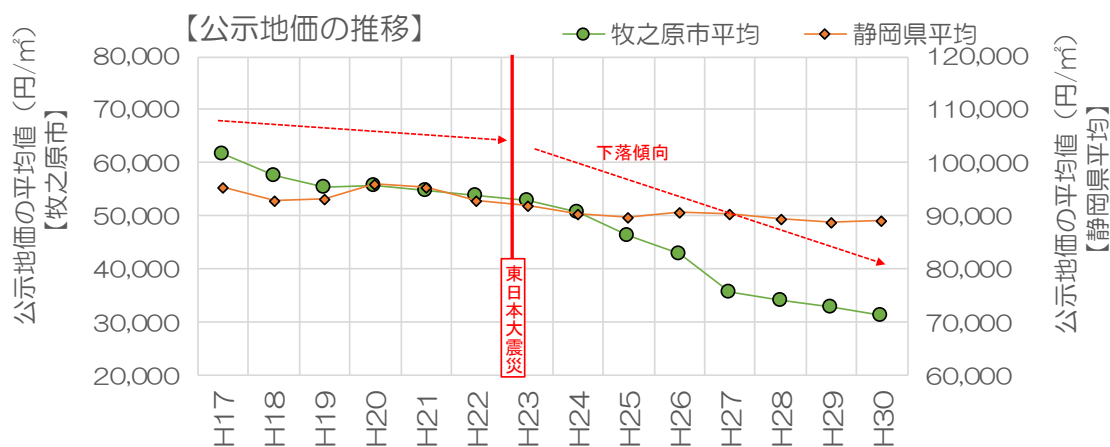
参考：国土交通省地価公示<sup>注4</sup>

図 1-6 牧之原市の地価の推移

牧之原市の資産を示す指標の一つとして、固定資産税にかかる宅地評価額の推移が図 1-7 です。地価の下落に伴って宅地評価額も下落傾向が続いており、平成 23 年（東日本大震災時）の約 2,100 億円と比較すると平成 30 年には約 1,600 億円と、震災以降に約 2 割の資産が目減りしています。資産額の下落は市の税収減に影響するため、市民の皆様生活にとって重要な指標です。

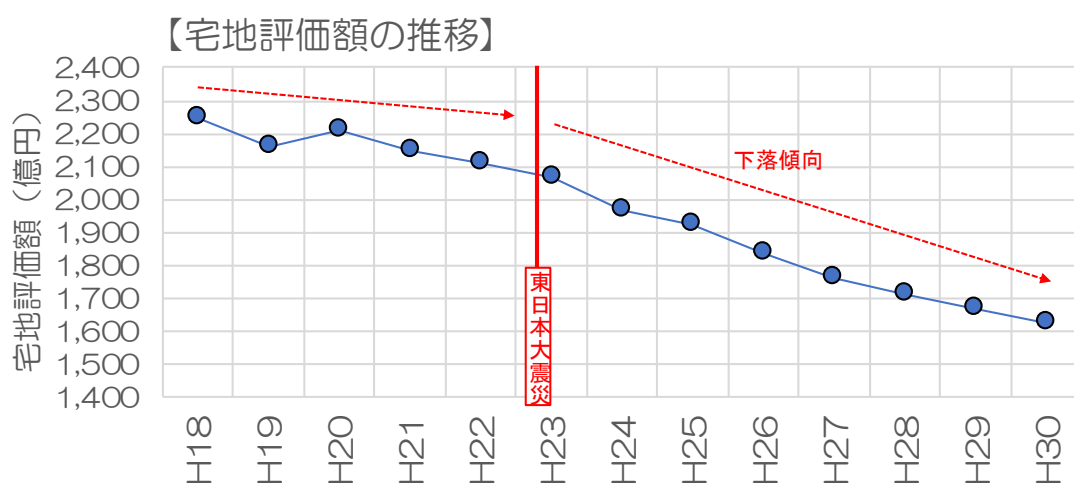
参考：牧之原市市税の概要<sup>注5</sup>

図 1-7 牧之原市の宅地評価額の推移（固定資産税にかかる宅地の評価額）

注4 国土交通省地価公示 (<http://www.land.mlit.go.jp/landPrice/AriaServlet?MOD=2&TYP=0>)

注5 牧之原市市税の概要 ([http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/seikatsu\\_navi/ent/3902.html](http://www.city.makinohara.shizuoka.jp/bg/seikatsu_navi/ent/3902.html))

### 1-3 牧之原市の津波対策検討の経緯

牧之原市では、東日本大震災以降、地震・津波による被害を軽減させるため、表 1-3 のとおり、市民との協働により各計画等を策定してきました。令和元年度には全ての避難施設が完成となりますが、より一層の安全・安心なまちづくりを推進し、市内の人口減少、地価下落を抑制する策として L2 津波対策の検討を進めてきました。

表 1-3 津波対策検討の経緯

| 年月                          | 計画等                         | 概要                                                                          |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 平成 23 年 3 月                 | 東日本大震災の発生                   |                                                                             |
| 平成 24 年 7 月<br>～平成 25 年 3 月 | 「津波防災まちづくり計画書」<br>の策定       | 沿岸部 5 地区（相良、片浜、地頭方、川崎、細江）の地区自治推進協議会が主体となり、最大クラスの津波が来ても住民全員が助かるための方法・役割分担を議論 |
| 平成 25 年 7 月                 | 「津波防災事業化策定委員会」の設置           | 「津波防災まちづくり計画書」の事業化に向けて有識者を含む委員会を開催し、整備基準案や具体的な事業内容などを検討                     |
| 平成 25 年 11 月                | 「地区津波防災まちづくり推進委員会」の開催       | 自治会、市民、行政で構成される各地区委員会を開催し、具体的な施工場所や時期等を記した各地区の「個別実施計画」「中長期計画」を策定            |
| 平成 25 年 12 月                |                             | 「津波防災事業化策定委員会」で承認                                                           |
| 平成 26 年 2 月                 | 「牧之原市津波防災まちづくり戦略プラン」を策定     | 各地区の「個別実施計画」に示された避難施設、避難路・避難地、防災倉庫整備等を事業化（令和元年度完成予定）                        |
| 平成 26 年 2 月                 | 「地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定 | 市の地域目標として地震・津波対策の数値目標、達成時期を明示                                               |
| 平成 26 年 9 月<br>～平成 27 年 3 月 | 「牧之原市命を守る防潮堤検討会」を開催         | 県・市の防潮堤整備の考え方、L1 津波及び L2 津波防潮堤に関する意見収集                                      |

## 2 牧之原市の現況

### 2-1 牧之原市の津波防災対策(L2 津波に備えて)

最大クラスの津波（L2 津波）に対する防災対策としては、各地区が主体となって策定した「津波防災まちづくり計画書」や市の「牧之原市津波防災まちづくり戦略プラン」に基づき、まずは“人命を守ること”を最優先とし、平成 25 年度から避難タワー・避難ビル 10 基、防災公園 2 箇所、避難地・避難路 23 箇所を整備し、令和元年度に完成となります。

これら施設の整備により、静岡県第 4 次地震被害想定における約 13,000 人の津波による死者が解消されます。



図 2-1 津波避難施設の整備状況

## 2-2 国・県及び市の津波防災対策(L1 津波に備えて)

L1 津波については、国の中央防災会議等で示されたように、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等で守る必要があります。沿岸部の海岸・河川の管理は、国・静岡県・牧之原市がそれぞれ所管しており、各管理者が海岸堤防の嵩上げ等の整備を進めています。

静岡県では、平成 30 年 2 月に改訂した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、海岸堤防や河川水門の整備を進めています。牧之原市内では、図 2-2 のように、相良須々木海岸、相良片浜海岸、榛原港海岸、東沢川河口、須々木川河口、萩間川河口、勝間田川河口、坂口谷川河口等で事業の計画・着手をしています。国では駿河海岸で事業着手しています。牧之原市においても地頭方漁港海岸で堤防の整備を進めています。

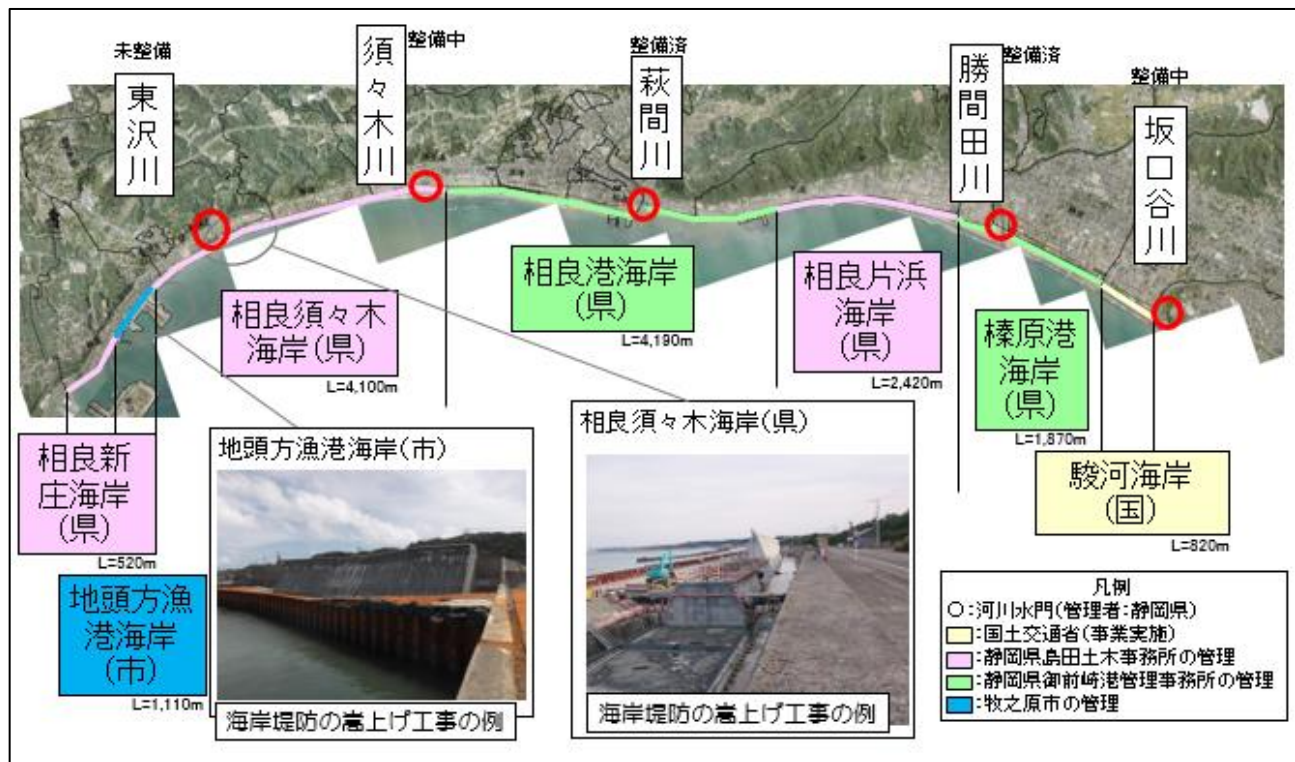


図 2-2 牧之原市における海岸管理者による L1 津波対策の整備状況



## 2-3 地域に関連する法令等

### 2-3-1 海岸法

海岸保全区域とは、津波、高潮などによる海水の進入や海岸の侵食及び地盤の変動によって引き起こされる被害から防護する必要がある海岸で、都道府県知事が必要最小限度の範囲で指定した区域をいいます。海岸保全区域は、原則として陸地側は春分の日の高潮時の水際線から 50m、水面側は同じく干潮時の水際線から 50m の範囲で指定され、牧之原市の海岸は全域が海岸保全区域に指定されています。

また、海水の進入又は海水による侵食から海岸を保全する目的で海岸保全区域内に設置される堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設があります。

### 2-3-2 森林法

牧之原市には、市域全体の約 3 割にあたる約 3,200 ヘクタールの森林があります。クヌギ、コナラなどの広葉樹やスギ、ヒノキなどの針葉樹など様々な樹種・樹齢の木々が生育しています。森林には、木材としての利活用や、二酸化炭素吸収源としての温暖化防止、山間部での土砂流出防止、環境教育などさまざまな機能があります。

牧之原市内には、森林法に基づく保安林として「飛砂防備保安林」「潮害防備保安林」「土砂崩壊防備保安林」「土砂流出防備保安林」が存在しており、沿岸部の樹林帯は「飛砂防備保安林」「潮害防備保安林」に指定されています。

#### 【保安林とは】

保安林とは、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。保安林の種類はその指定の目的により 17 種類となっています。

#### 飛砂防備保安林

海岸の砂地を森林で被覆することにより飛砂の発生を防止し、飛砂が海岸から内陸に進入するのを遮断防止することにより、内陸部における土地の高度利用、住民の生活環境の保護をはかります。

#### 潮害防備保安林

津波又は高潮に際して、主として林木の樹幹によって波のエネルギーを減殺するほか、空気中の海水塩分を捕捉して塩害を防止します。

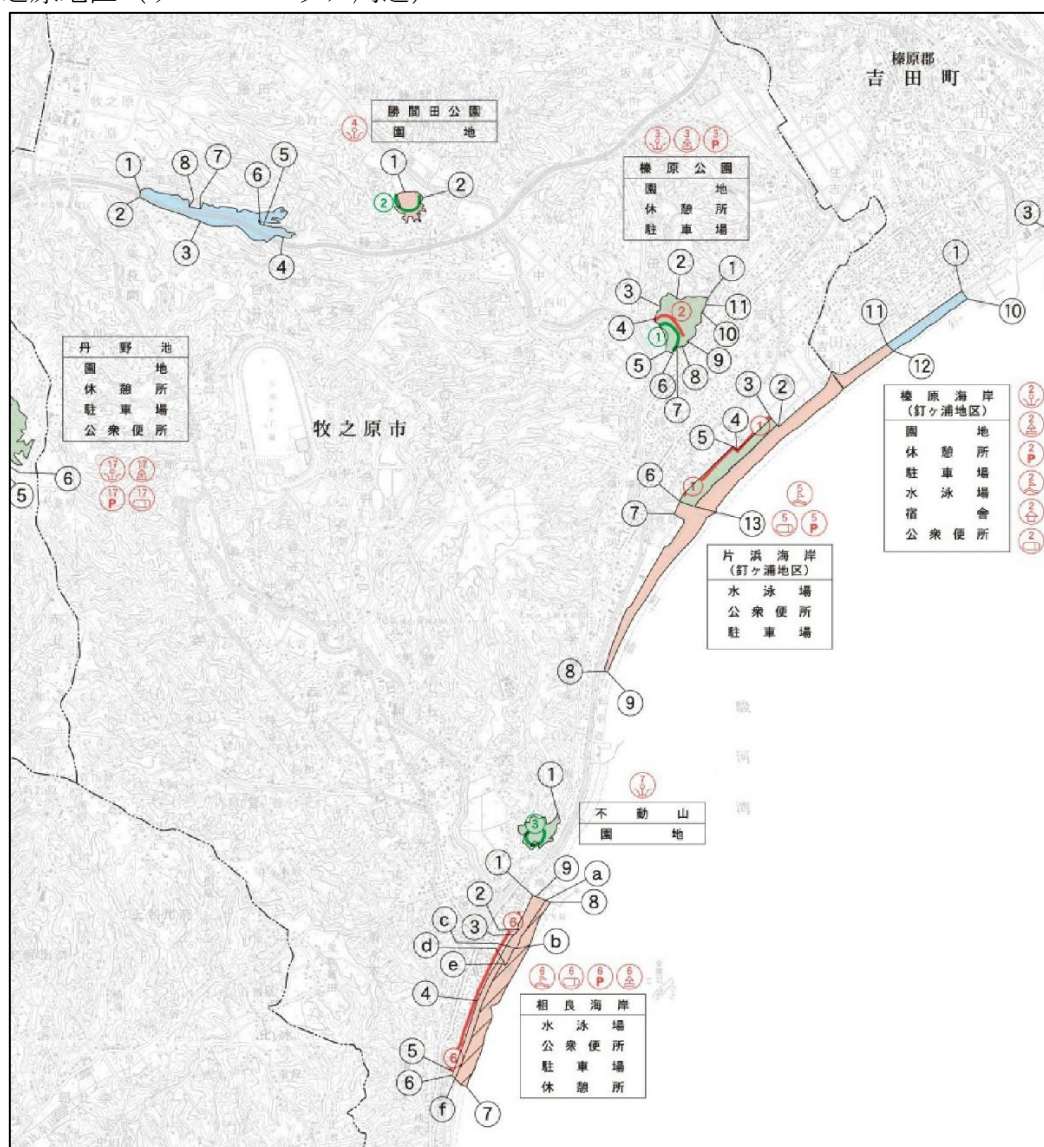
引用：林野庁ホームページ<sup>注6</sup>

<sup>注6</sup> 林野庁 ([http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con\\_2.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2.html))

## 2-3-3 自然公園法

海岸域は御前崎遠州灘県立自然公園の一部として、白砂青松の自然と景観が続く特色で良好な自然状態を保持しており、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域とされています。市内では以下の自然公園が指定されています（図 2-3 参考）。

- ・相良海岸地区
- ・釘ヶ浦海岸地区（片浜・静波海岸）
- ・不動山地区
- ・榛原公園地区
- ・勝間田公園地区
- ・牧之原地区（サービスエリア周辺）



引用：静岡県ホームページ<sup>注7</sup>

図 2-3 御前崎遠州灘県立自然公園

<sup>注7</sup> 静岡県自然保護課 (<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-070/park/hamanako/omaezaki.html>)





### 2-3-5 道路法

海岸地域には、静岡市と浜松市を結ぶ国道 150 号が駿河湾の海岸線に沿って走っています。国道 150 号及び直交する主要地方道の相良大須賀線・菊川榛原線は、緊急輸送を円滑に行う緊急輸送路とされています。

また、自転車歩行者専用道路として、太平洋岸自転車道（静岡県道 376 号静岡御前崎自転車道線 延長 62.9km）が整備され、サイクリングなどに活用されています。



出典：静岡県ホームページ<sup>注8</sup>

図 2-5 静岡御前崎自転車道パンフレット抜粋

### 2-3-6 各地区の法規制等

沿岸部の各地区における法規制等の現況は図 2-6～図 2-9 のようになっています。

<sup>注8</sup> 静岡県道路保全課

([http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-220/anzen/jitensha/cyclingroad/shizuoka\\_omaezaki/index.html](http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-220/anzen/jitensha/cyclingroad/shizuoka_omaezaki/index.html))



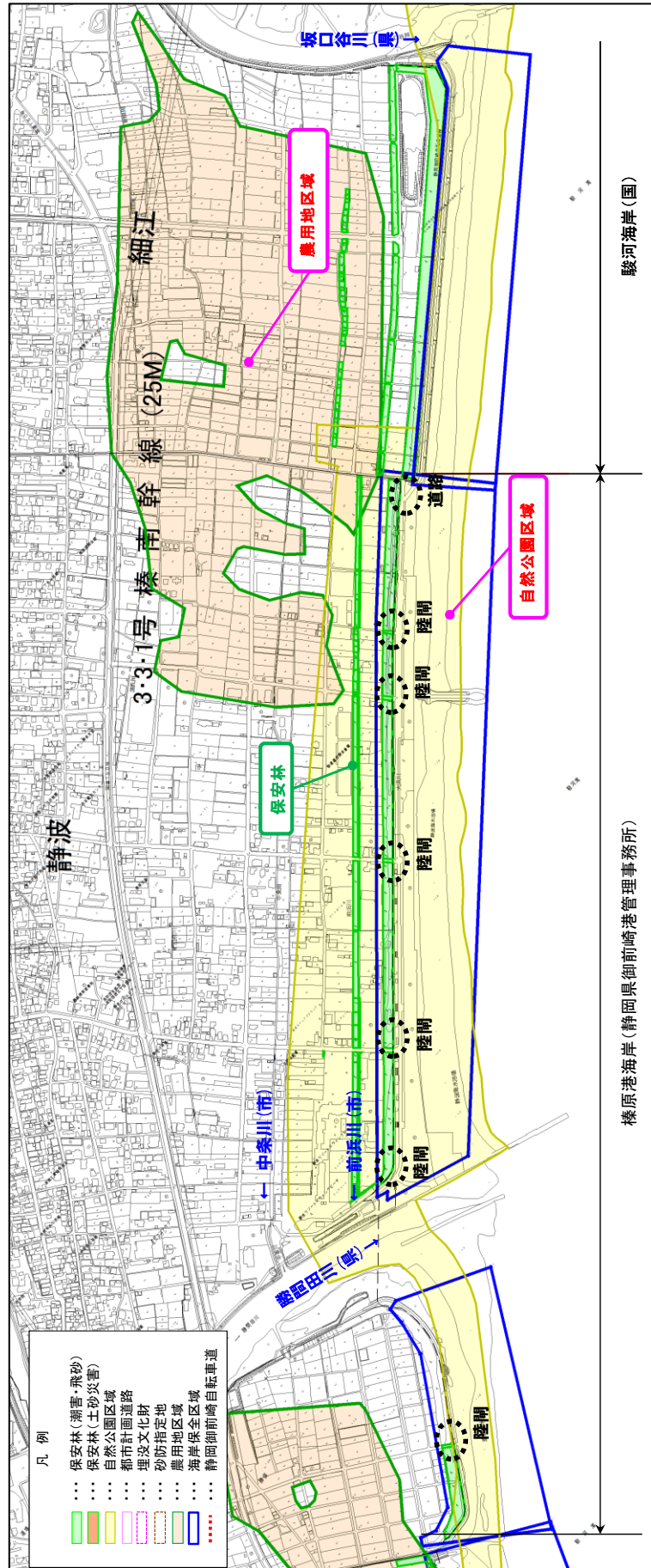


図 2-6 沿岸部の各種法規制①(細江～静波)

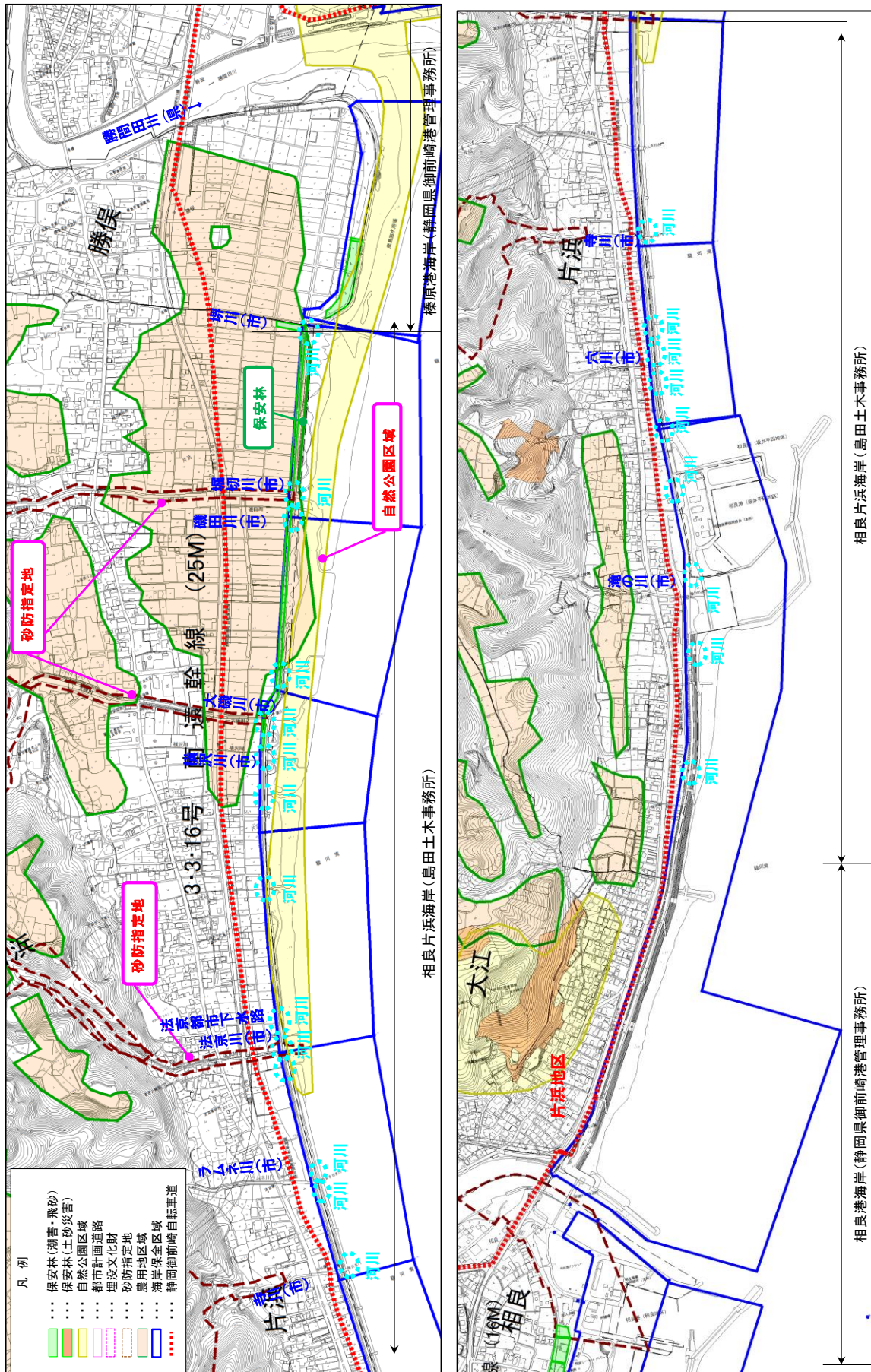


図 2-7 沿岸部の各種法規制②(鹿島～片浜)



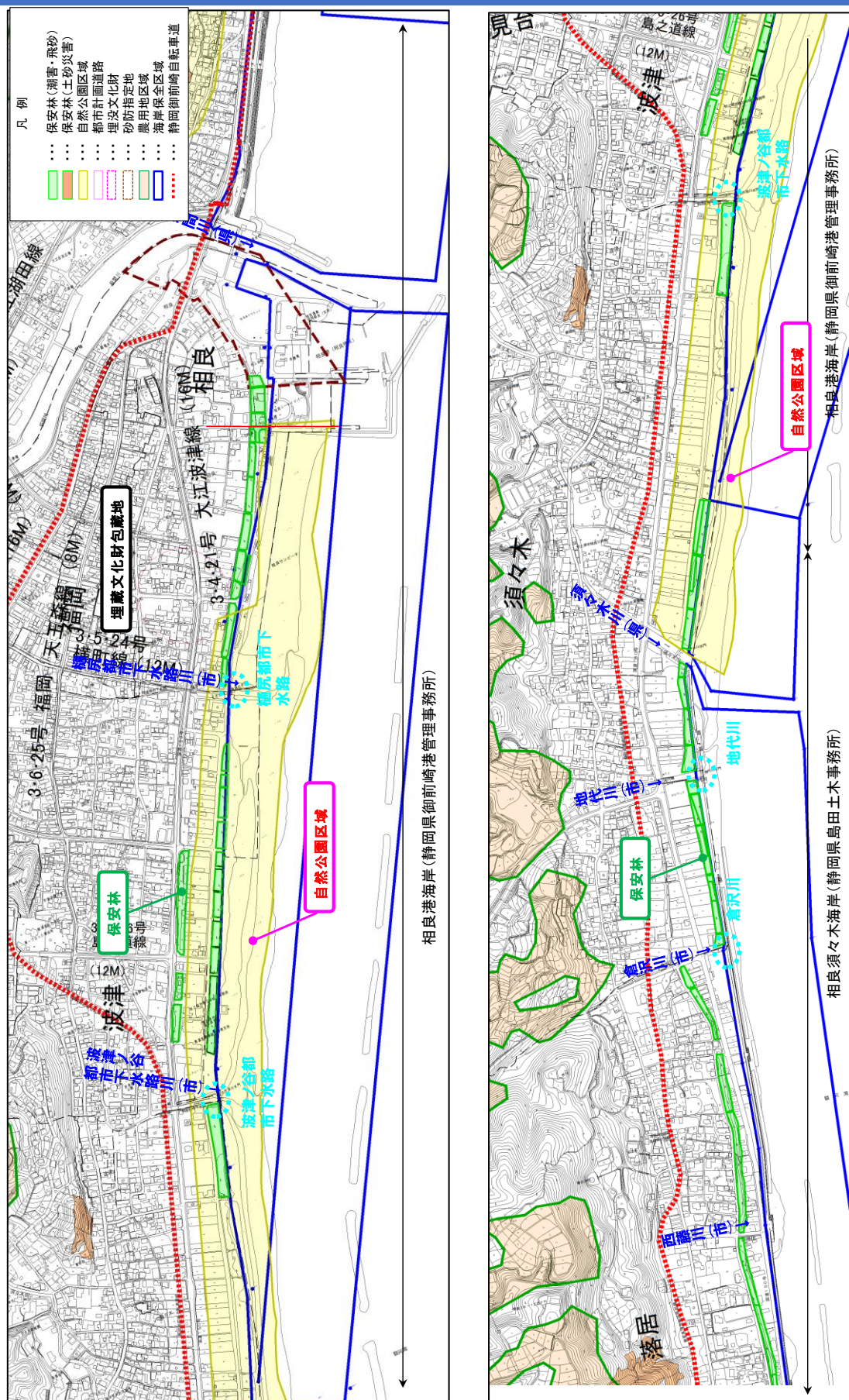


図 2-8 沿岸部の各種法規制③(大江～須々木)



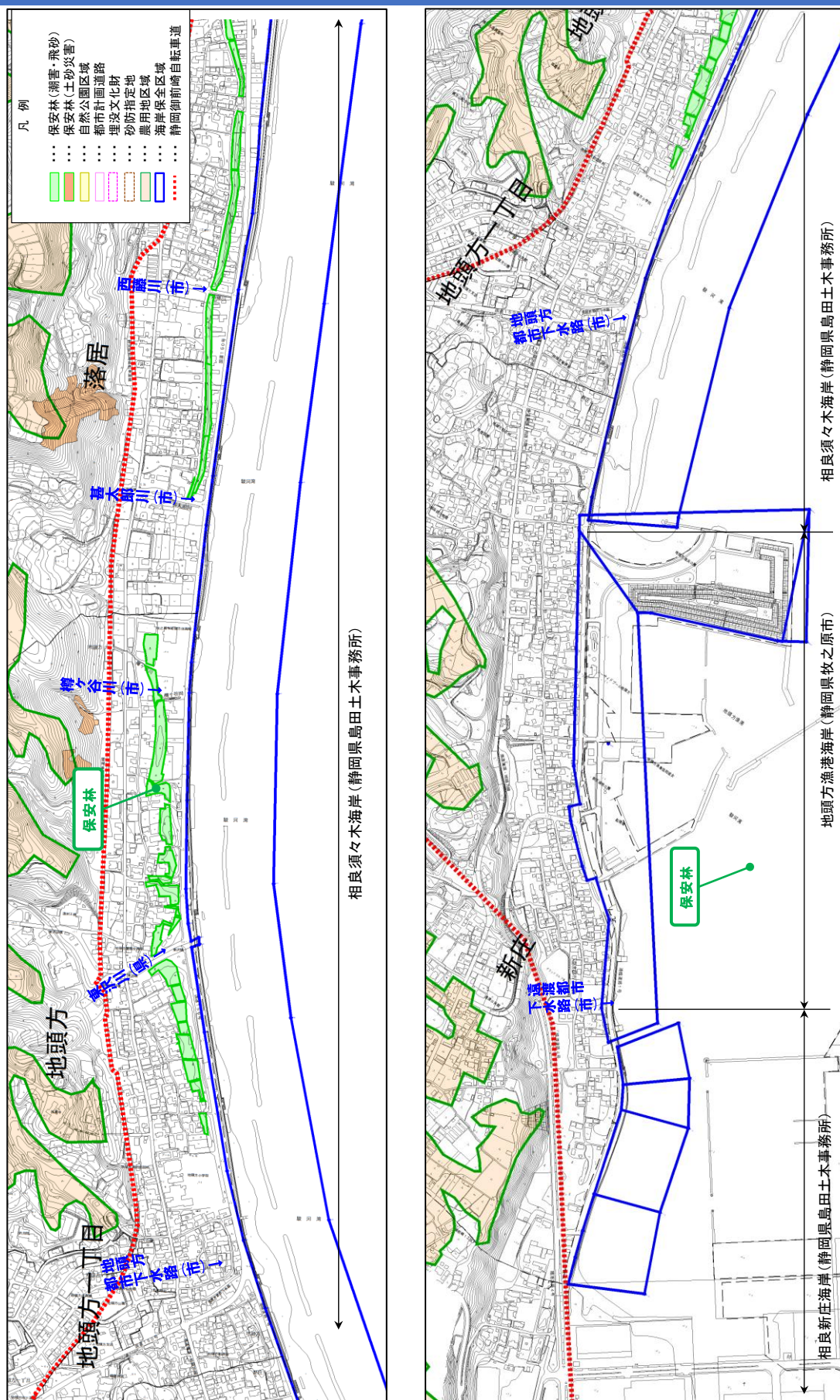


図 2-9 沿岸部の各種法規制④(須々木～新庄)

## 2-3-7 各地区との意見交換会

牧之原市における L2 津波対策の計画書の作成にあたって、住民の皆様の意見を計画に反映するため、沿岸部の各地区を対象に意見交換会や説明会を複数回開催しました。

|             |          |   |                                                                         |
|-------------|----------|---|-------------------------------------------------------------------------|
| 2018年11月26日 | 関係区長への説明 | ⇒ | 沿岸部15区へ整備計画の(素案)説明<br>(意見交換会出席者の人選依頼)                                   |
| 2018年12月    | 各地区意見交換会 | ⇒ | 第1回意見交換会 (ファシリテーターによる進行)<br>(17 日相良地区、18 日榛原地区) テーマ:「事業概要の説明」           |
| 2019年1月     | 各地区意見交換会 | ⇒ | 第2回意見交換会 (ファシリテーターによる進行)<br>(29 日相良地区、30 日榛原地区) テーマ:「堤防の必要性について」        |
| 2019年1月16日  | 地頭方地区説明会 |   |                                                                         |
| 2019年4月～5月  | 各地区説明会   | ⇒ | 12月～1月に開催した意見交換会を受け、住民への事業をより周知するために、各地区(沿岸10地区)への説明会を開催。各地区30～50名程度が出席 |

意見交換会では、表 2-1、表 2-2 のような意見が挙げられました。

表 2-1 各地区意見交換会での主な意見(2018.12～2019.1)

| 意見                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観、環境、観光への配慮はされるか</li> <li>・ L1 と L2 の違いについて</li> <li>・ L1 と L2 を同時に進められないか</li> <li>・ L2 に国・県の協力は得られないのか</li> <li>・ L1 はいつ終わるのか</li> <li>・ 時間、時期、お金はどれくらいかかるのか 等</li> </ul> |

表 2-2 各地区説明会での主な意見(2019.4～2019.5)

| 意見                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源の確保</li> <li>・ 広場のような余裕をつけてゆとりある施設としてはどうか</li> <li>・ 実際の整備はいつからか</li> <li>・ 用地幅はどこまで影響するのか</li> <li>・ 計画書はホームページ等で掲載する予定か 等</li> </ul> |



## 3 基本方針

### 3-1 「MGP」の基本方針

「MGP（牧之原減災計画）」は、以下の3つの基本方針に基づき、L2 津波に対応した施設を整備する計画とします。

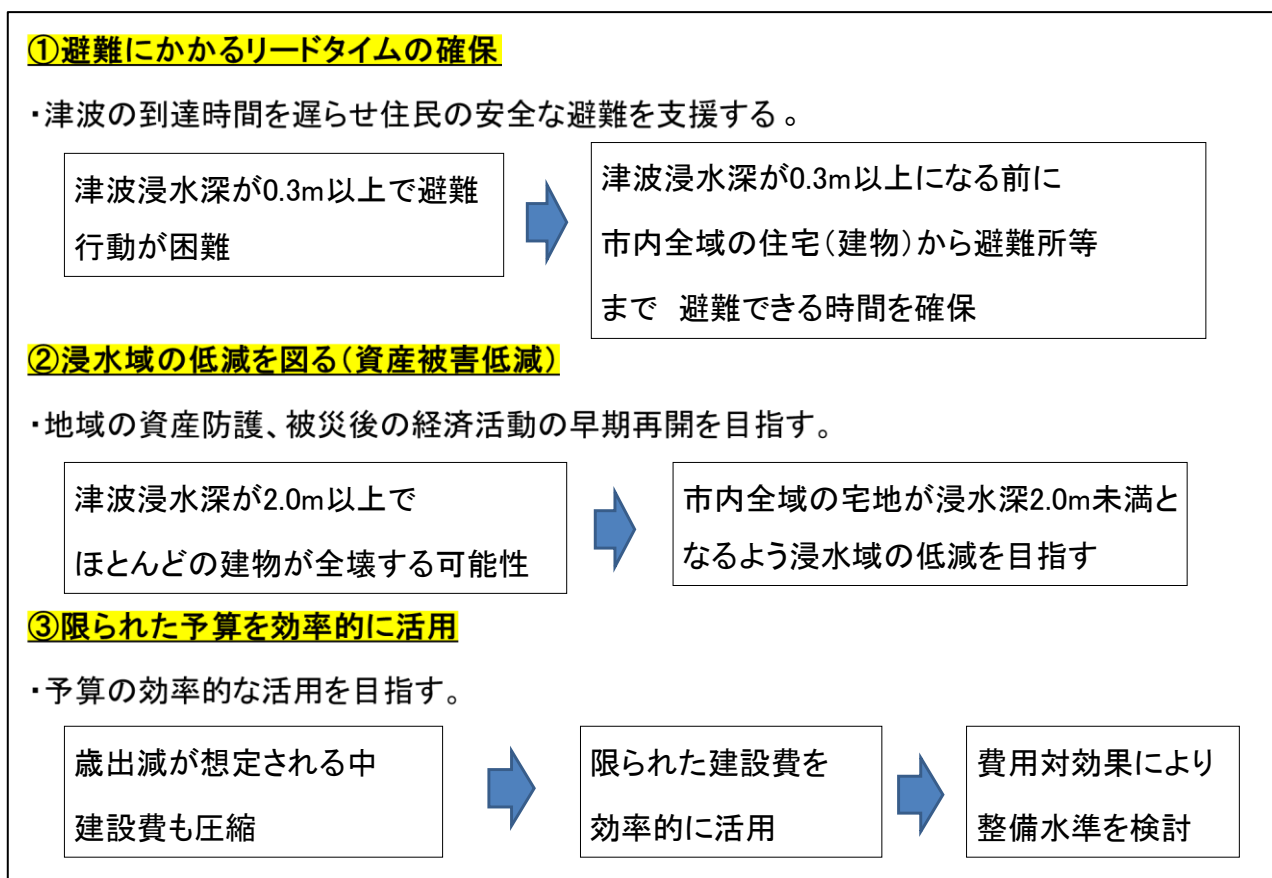


図 3-1 「MGP」の基本方針

図 3-2 は、基本方針を決定する上で前提となる津波の浸水深による被害との関係を表したものです。水深が 0.3m 未満であれば、人は歩くことができ、避難行動が可能となります。また、水深が 2.0m 以下では木造家屋が再利用できる可能性があるとしています。これは、東日本大震災における被害状況調査を実施したところ、水深 2.0m を境に住宅の半壊と全壊が逆転するという結果に基づいています。



出典：地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン H26.2、中部地方整備局

図 3-2（参考）津波浸水深と被害の関係

## 3-2 「MGP」整備高さの設定

### 3-2-1 整備高さ設定方法

L2 津波に対応した「MGP」の整備高さについては、限られた予算内で現実的に整備可能な手法により、段階的に整備を進めることとします。段階的な整備水準として、施設高さを以下のように設定します。

#### 【整備高さ設定方法】

- ◆ 生命を守るための避難施設や避難地・避難路は先行して整備済みであることから、整備高は、財産を守るために有効な高さを設定します
- ◆ “財産を守るために有効な高さ”は、浸水により家屋等の全壊が想定される浸水深 2.0m 以上となる浸水面積を低減する高さとします
- ◆ 基本方針の“予算を効率的活用”という観点から、費用対効果(B/C<sup>※2</sup>)も考慮した施設高とします

※1 費用対効果 (B/C) : 整備による津波襲来時の被害軽減額 B (ベネフィット) に対し、被害をなくすための整備に関する費用 C (コスト) を比較する指標です。被害軽減額 B を整備費用 C で割った数字 B/C が 1.0 以上あれば効果があると判断されます。算定方法は、海岸事業の事業評価等で一般的に用いられている手法<sup>注9</sup>に準じ、津波浸水により被災する可能性がある家屋や事業所を貨幣換算して算出しています。なお、整備に係る費用は、全て盛土形式で整備した費用で試算しています

<sup>注9</sup> 海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】、平成 16 年 6 月、農水省・国交省

### 3-2-2 整備高さの設定

表 3-1 は、市が実施した津波シミュレーションをもとに、越流する津波を完全に防護する L2 最大津波高、計画整備高、L1 堤防整備高について、整備高さ毎の家屋・事業所の被災数と費用対効果（B/C）を算出した結果です。

浸水深 2.0m 以上の被災家屋・事業所は、現況と比べ L2 最大津波高または計画整備高の高さで整備すると 98～99%減少します。ここで、被災家屋・事業所数を比較すると、ほとんど差がないこととなります。また、計画整備高で整備した場合が費用対効果 B/C が最も高くなります。更に、津波の到達時間を遅延させることができます。

市内沿岸部に到達する津波高は、海岸線の向きや地形条件によって地域ごとに異なることから、整備高は沿岸部一律ではなく、到達する津波高に対応した高さを設定します。次頁の図 3-3 に、設定した沿岸部の L2 最大津波高、計画整備高を示します。

表 3-1 施設高さごとの費用対効果分析

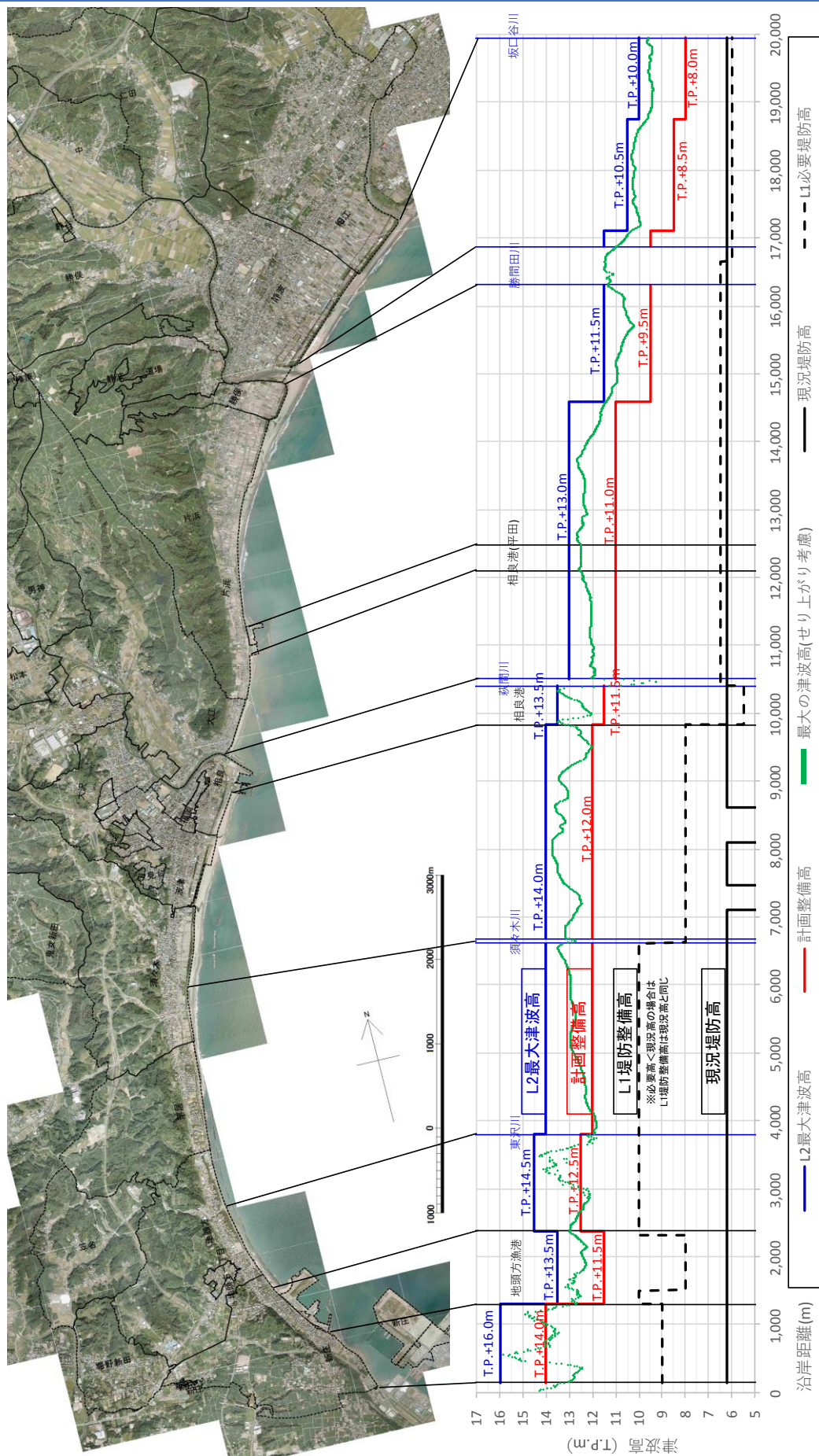
| 整備の水準          | 高さの設定            | 被災家屋数(棟)      |       | 被災事業所数(棟)     |       | 費用対効果<br>(B/C) |
|----------------|------------------|---------------|-------|---------------|-------|----------------|
|                |                  | 浸水深2.0m<br>以上 |       | 浸水深2.0m<br>以上 |       |                |
| L2最大津波高        | T.P.+10.0m～16.0m | 70            | 99%減少 | 15            | 98%減少 | 1.95           |
| 計画整備高<br>(MGP) | T.P.+8.0m～14.0m  | 73            | 99%減少 | 15            | 98%減少 | 2.29           |
| L1堤防整備高        | T.P.+6.2m～10.0m  | 1,857         | 67%減少 | 352           | 48%減少 | —              |
| 現況堤防高          | T.P.+6.2m        | 5,691         | —     | 683           | —     | —              |

注) ◆各整備高を条件とした牧之原市で津波シミュレーションを実施した結果

◆家屋数・事業所数は、基盤地図情報（国土地理院）及び経済センサスより計測

◆浸水深 2.0m 以上の減少率は、現況の被災数に対する各整備高の被災軽減数を示している





注) ① L2津波の外力は南海トラフ巨大地震のうち津波高が最大となるケース  
② T.P. (Tokyo Peil) は東京湾平均海面を基準とした高さを示す

図 3-3 津波高と施設整備高

### 3-3 「MGP」の基本構造

#### 3-3-1 基本構造

L2 津波は発生頻度が極めて低い地震・津波を想定したものであるため、長期にわたって機能を発揮する必要があります。市民の安全・安心を守る施設としては、耐用年数に限りのない盛土が望ましいと考えられます。

そのことから、基本構造は「盛土」を原則とし、以下に配慮した構造とします。

- ◆ 施設高は浸水深 2.0m 以上となる浸水面積を低減する高さとする
- ◆ 建設発生土の利用
- ◆ 維持管理面
- ◆ 地震動などに対する安全性

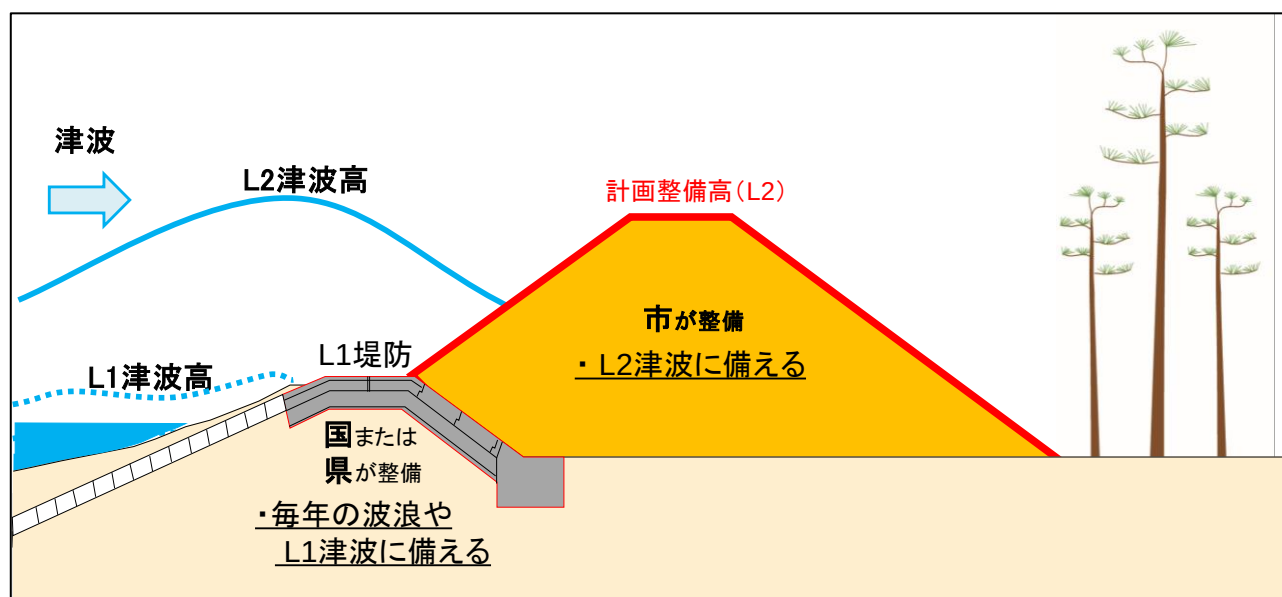


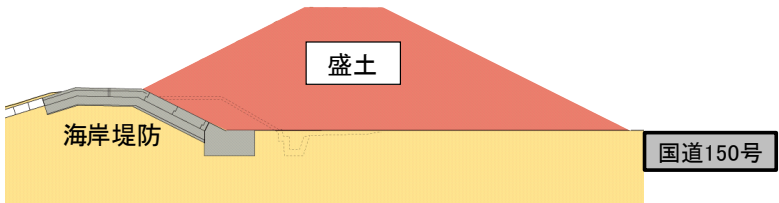
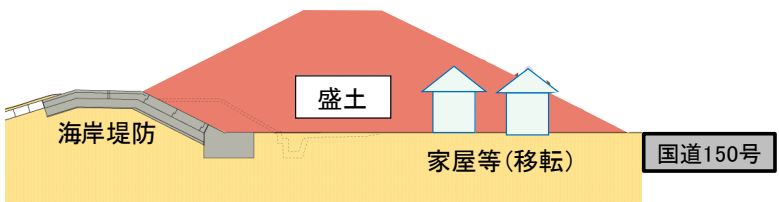
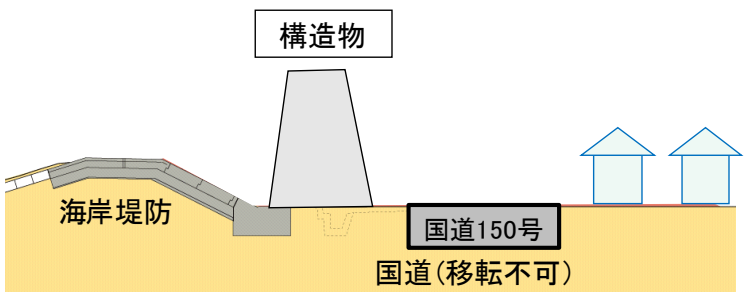
図 3-4 「MGP」の基本構造イメージ

※イメージ図であり、詳細な構造は今後検討していきます。

## 3-3-2 整備パターン

海岸堤防の構造、道路や家屋等の背後地の条件、保安林の形状等を踏まえ、標準として以下の3つの整備パターンに分類します。これらの整備パターンのうち、背後地の制約が小さく、早期に事業着手可能なパターン①②に該当する区間を当面の整備区間とします。

表 3-2 「MGP」の整備パターン

|       | パターンイメージ                                                                                                                              | 背後地 |          | 備考                   |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----------|----------------------|
|       |                                                                                                                                       | 家屋  | 道路<br>工場 |                      |
| パターン① | <p>背後地の制約が小さく盛土形式が可能なパターン</p>                      | なし  | なし       | 優先的に整備               |
| パターン② | <p>背後の家屋等の民地への影響が生じるパターン。機能移転を前提とした盛土形式を優先する</p>  | あり  | なし       | 経済性・社会的影響を考慮して整備順を検討 |
| パターン③ | <p>背後に国道や工場等の移転ができない施設があるパターン。構造物の工法検討が必要な区間</p>  | —   | あり       | 今後整備手法を検討            |

※イメージ図であり、詳細な構造は今後検討していきます。

### 3-4 整備パターンの区間分類

将来的には市内の全沿岸を対策することを目標としますが、背後地の制約条件や予算面により、図 3-4 の盛土形式で着手できる区間から整備をします。整備区間は、図 3-5 のように分類されます。

- ◆ 盛土形式（整備パターン①②）の区間
- ◆ 地域との合意ができた区間
- ◆ 国・県・市による L1 津波に対応した海岸堤防が整備済みの区間

※ L1 津波に対応した海岸堤防が未整備の区間は、L1 津波に対応した整備に支障を与えないよう段階的に整備を進める。

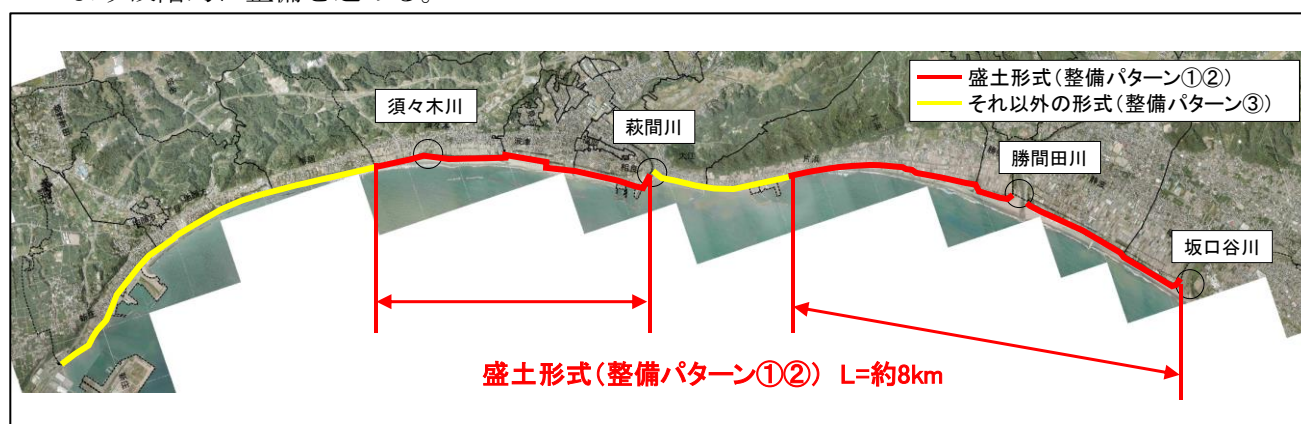


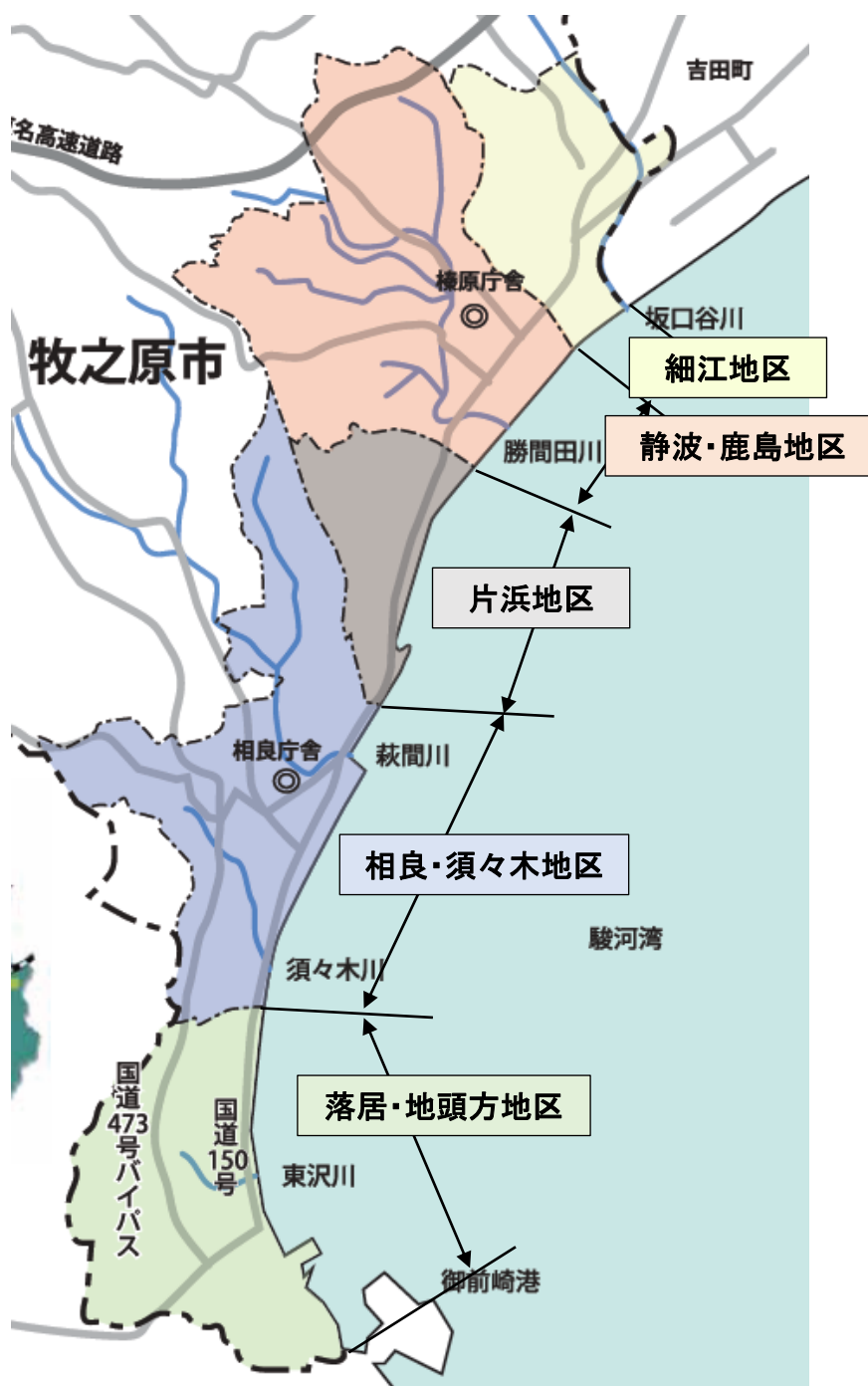
図 3-5 整備パターンの区間分類

※関係機関との調整により、区間の設定が変わる可能性があります。



### 3-5 対象地区の設定

地域により背後地の地形や利用状況が異なることから、「津波防災まちづくり計画」の地区を踏襲し、5小学校区を基本としたL2津波に関する対象地区割を図3-6のように設定します。



引用：津波防災まちづくり計画書（牧之原市）

図 3-6 L2 津波に関する対象地区の設定

### 3-6 整備による効果

整備による効果を試算した結果を表 3-3 に示します。現況では、市全体の合計で約 10km<sup>2</sup> の浸水面積（浸水深 2.0m 以上は約 6.6km<sup>2</sup> の浸水面積）が想定されます。現在、国・静岡県・牧之原市で整備を進めている L1 津波対策が整備完了すれば、浸水深 2.0m 以上の浸水面積は約 34%減少し、更に L2 津波対策として「MGP」が整備完了すれば約 89%の減少効果があります。また、浸水域においては津波の到達時間を遅延させることができます。

表 3-3 整備による浸水面積の減少効果(L2 津波襲来時の浸水面積)

|                | 地区名                          | 落居・地頭方 | 相良・須々木 | 片浜     | 静波・鹿島  | 細江     | 合計    |
|----------------|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|                | 海岸延長 (km)                    | 約4.4km | 約3.8km | 約4.0km | 約1.9km | 約0.8km | 約15km |
| 現況             | 浸水深2.0m以上 (km <sup>2</sup> ) | 1.39   | 1.84   | 1.19   | 1.65   | 0.54   | 6.61  |
|                | 浸水深2.0m未満 (km <sup>2</sup> ) | 0.06   | 0.91   | 0.06   | 1.17   | 1.12   | 3.32  |
|                | 計 (km <sup>2</sup> )         | 1.45   | 2.75   | 1.25   | 2.82   | 1.66   | 9.93  |
| L1津波対策実施後      | 浸水深2.0m以上 (km <sup>2</sup> ) | 0.89   | 1.35   | 1.02   | 0.95   | 0.16   | 4.37  |
|                | (現況に対する軽減効果)                 | 36%減少  | 27%減少  | 14%減少  | 42%減少  | 70%減少  | 34%減少 |
|                | 浸水深2.0m未満 (km <sup>2</sup> ) | 0.34   | 1.14   | 0.16   | 1.53   | 0.95   | 4.12  |
|                | 計 (km <sup>2</sup> )         | 1.23   | 2.49   | 1.18   | 2.48   | 1.11   | 8.49  |
| L2津波対策(MGP)実施後 | 浸水深2.0m以上 (km <sup>2</sup> ) | 0.40   | 0.25   | 0.06   | 0.03   | 0.01   | 0.75  |
|                | (現況に対する軽減効果)                 | 71%減少  | 86%減少  | 95%減少  | 98%減少  | 98%減少  | 89%減少 |
|                | 浸水深2.0m未満 (km <sup>2</sup> ) | 0.16   | 1.11   | 0.62   | 1.02   | 0.48   | 3.39  |
|                | 計 (km <sup>2</sup> )         | 0.56   | 1.36   | 0.68   | 1.05   | 0.49   | 4.14  |

注) ◆現況は静岡県第 4 次地震被害想定より計測。なお、町字等の住所の設定区域を対象とし、区域外となる一部砂浜等は浸水面積の算定外としたため、県公表値とは異なる

◆L1 津波対策後・L2 津波対策後については牧之原市で津波シミュレーションを実施

◆浸水面積の減少%は、現況に対する浸水深 2.0m 以上の浸水面積の軽減効果を示している

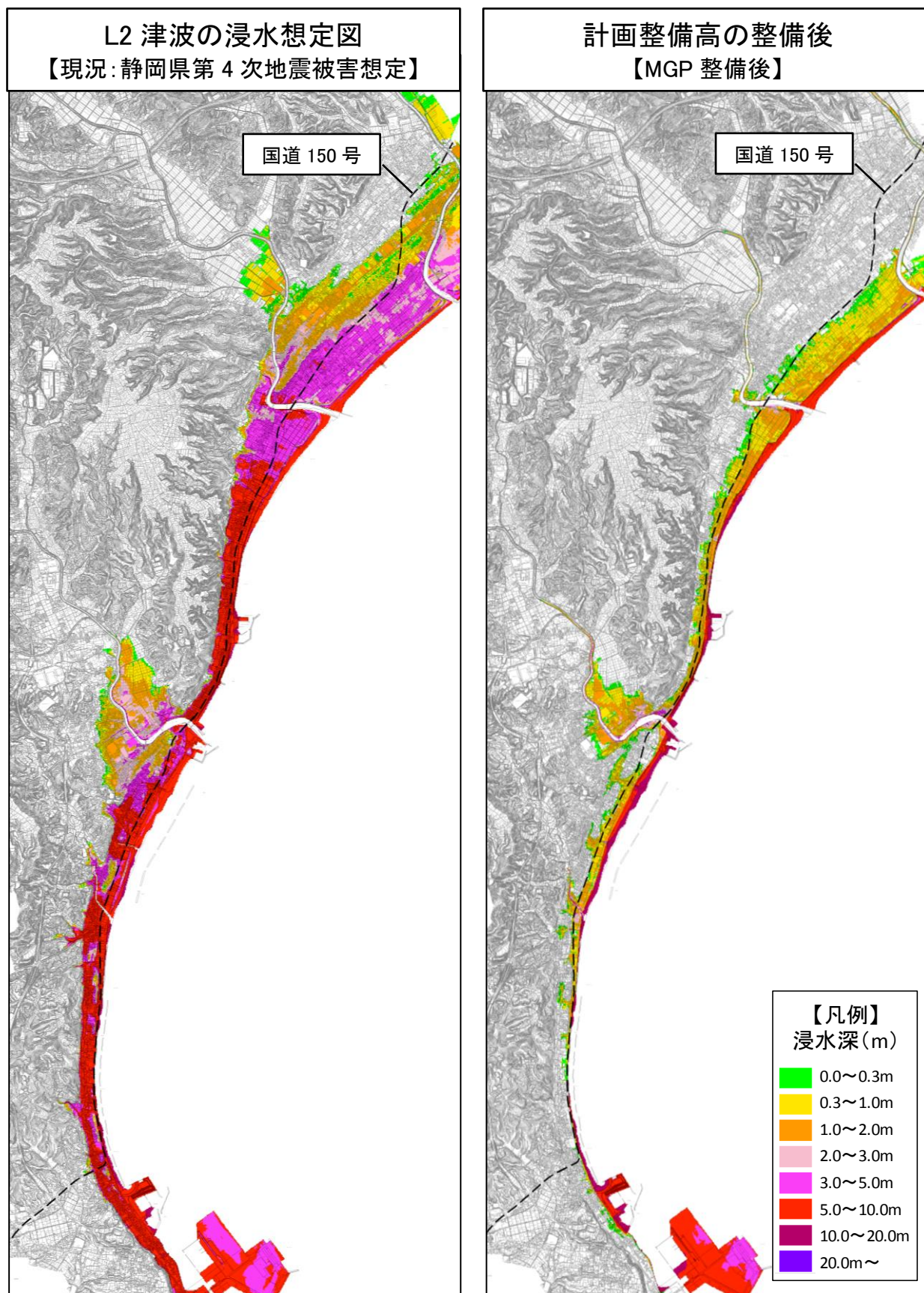


図 3-7 整備による浸水面積の軽減効果

### 3-7 市民へのアンケート調査

平成 26～27 年にかけて実施した「牧之原市命を守る防潮堤検討会」でのアンケートによれば、安全安心のため L2 津波の対策は必要という意見がどの地区からも出る一方、財源の確保や、避難地・避難路整備をまず先に実施してほしいなどの意見が出されました。

表 3-4 「牧之原市命を守る防潮堤検討会」アンケートにおける L2 津波対策に関する主な意見

| 地区名 | 主 な 意 見                                                                                                                                       |                                                                                                                                               |                                                                                                                            |                                                                                                                                             |                                                                                                    |                                                                                                                          |                                                                                                                                        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 景観・利用                                                                                                                                         | 安全安心                                                                                                                                          | 付帯施設等整備要望                                                                                                                  | 計画全体への意見                                                                                                                                    | 避難地等の確保                                                                                            | ソフト対策                                                                                                                    | その他                                                                                                                                    |
| 細江  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光を考えて景観に配慮した整備を</li> <li>・防潮林は残す</li> <li>・公園やジョギングコース等多目的な利用ができる場に</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の子どものために絶対必要</li> <li>・できると安心。早期実現を</li> <li>・財産も守れるので必要</li> <li>・防潮堤ができると安心して逃げなくなるのでは</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難地避難路等の案内看板、常夜灯の設置</li> <li>・焼却場が(整備区域に)かかるなら移転してほしい</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源の用途は</li> <li>・防潮堤を高くしてほしい</li> <li>・L1、L2を並行して行ったらどうか</li> <li>・形は現行と同じものに</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤よりも、避難地避難路にお金をかけた方がいいのではないか</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内、地域内での助け合いが必要</li> <li>・地域住民のコミュニケーション</li> <li>・日頃からの訓練参加で避難するくせを</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備に何年かかるのか</li> <li>・若い人の意見も聞いたらどうか</li> <li>・1000年に1度のことなど想像できない</li> </ul>                   |
| 川崎  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光を考えて景観に配慮した整備を</li> <li>・防潮林は残す</li> <li>・散歩ができるように</li> <li>・陸間を減らす、なくす。スロープ化</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・命に係ることなので早くやってほしい</li> <li>・財産を守るには必要</li> <li>・防潮堤があれば安心して暮らせる。しかし、できると安心して逃げなくなるのでは</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平地へ溜まった海水の排水整備が必要</li> </ul>                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源はあるのか</li> <li>・土の確保はどうするのか</li> <li>・L1を充実させればL2は必要ない。</li> <li>・やるなら残地をなくすよう</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路を造った方がよい</li> <li>・海岸部だけでなく、街中の避難路整備を(道幅が狭い)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水浴場の存続は</li> </ul>                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・植林の日陰で農作物に影響。不動産にも影響ある</li> <li>・計画が漠然すぎる。市の方針を出すべき</li> <li>・管理は誰がするのか</li> </ul>             |
| 片浜  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリートは景観が悪いので、緑の防潮堤に</li> <li>・景観に配慮を</li> <li>・階段を造って運動(散歩)など利用できるように</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命の為に必要</li> <li>・できれば高い堤防がほしい</li> </ul>                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水対策はしっかりしてほしい</li> </ul>                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費が大きく、実現性に疑問がある</li> <li>・千年に一度のことだから、十分に時間をかけて検討を</li> <li>・150号線より海側で対策できないか</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山への避難を優先的に造る</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の結束力、共助</li> <li>・レベル2はやらないう→どうやって逃げるのか考える</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤のみの検討ではなく、都市計画の中で</li> <li>・裏山を削って盛土に利用したらどうか</li> </ul>                                    |
| 相良  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林、砂浜を残す</li> <li>・海が見えるように景観、観光に配慮</li> <li>・防潮堤城を歩道や道路として景観を楽しめるよう</li> <li>・海岸への行き来に配慮</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命財産を守るため必要</li> <li>・できるだけ早く着工を</li> <li>・実現できるものから先行してください</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤ができると海への排水が悪くなるので対策を</li> </ul>                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源が不透明。予算をよく考えてほしい</li> <li>・大事業となるので、計画的にやらないと</li> <li>・街の在り方が変わる可能性。もっと話し合いの場を</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2対策の前に避難路を</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル2対策はハード整備ではなくソフトの充実で進めてほしい</li> </ul>                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤は千年に一度に耐えられるか</li> <li>・整備費用を高台移転の補てんに利用したほうがよい</li> <li>・移転が必要となった高齢者が移転先で馴染めるか</li> </ul> |
| 地頭方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を考えて欲しい</li> <li>・海は見えた方がよい</li> <li>・防潮堤と道を一体化して観光を考えた計画ならやるべき</li> <li>・傾斜はゆるく登れるように</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生命財産を守るため、子孫の為に必要</li> </ul>                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防潮堤へ溜まった海水はどう排水するのか。対策が必要</li> <li>・地下水脈を切らない工法</li> <li>・バッテリー内臓の街路灯整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・財源はどうするのか。全額市負担では無理ではないか</li> <li>・土はどう確保するのか</li> <li>・用地確保はできるのか</li> <li>・他地区との整合性が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難路整備をした方がよい</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防の向上、絆づくり行う</li> <li>・防災訓練の充実</li> <li>・一人ひとり身近な対策から</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高台移転の方が現実的ではないか。</li> <li>・耐震化、建替移転等への補助制度を</li> <li>・千年に一度の対策は必要ない</li> </ul>                 |



## 3-8 その他

### 3-8-1 その他の防災・減災対策

背後地の制約条件等により、すぐに整備に着手できない地区があることから、施設に頼らない防災・減災対策についても様々な観点で検討する必要があります。

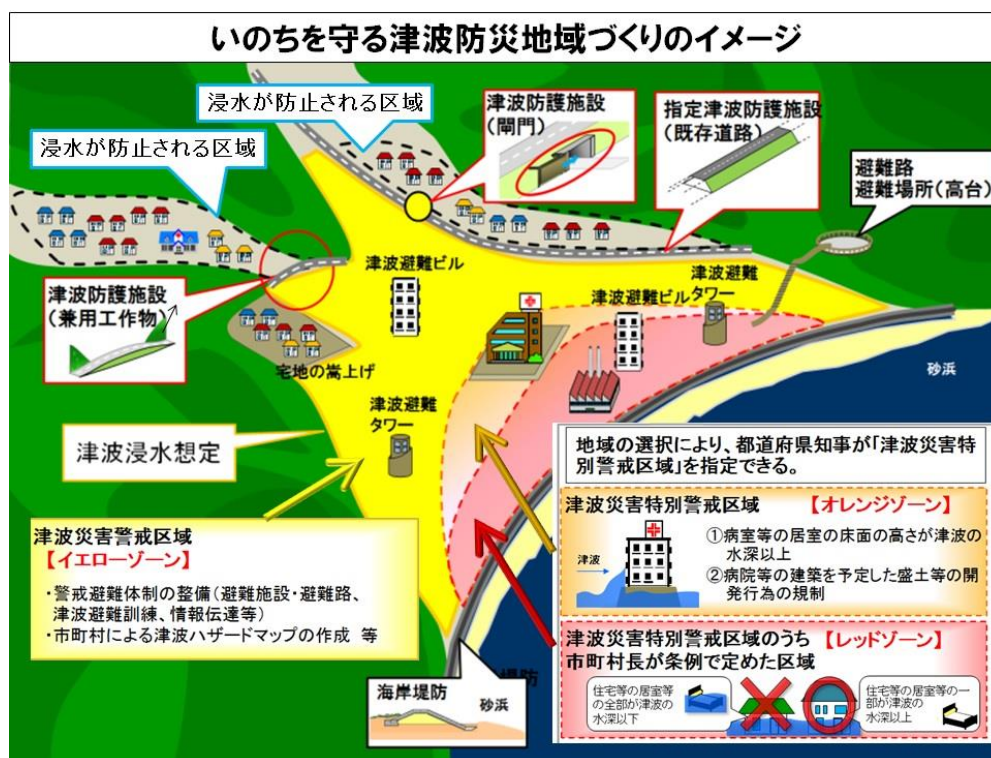
主な事例としては、高台への防災集団移転や図 3-8 のように、イエローゾーンやオレンジ・レッドゾーンを指定し、警戒避難体制の強化や法に基づく開発行為等の規制などがあります。

#### 津波災害警戒区域(イエローゾーン)

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を整備し、いざというときに津波から「逃げる」ことができるよう、県知事が指定する区域です。

#### 津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン・レッドゾーン)

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制をかけ、住民等が建築物の中にも津波を「避ける」ことができるよう、指定する区域です。津波災害特別警戒区域には、一定の社会福祉施設、学校及び医療施設の建築並びにそのための開発行為が規制の対象となり、県知事が指定する「オレンジゾーン」と、オレンジゾーンの中に地域の選択として、住宅等の建築並びのそのための開発行為を市町条例により規制の対象に追加する「レッドゾーン」があります。



引用：国土交通省ホームページ

図 3-8 津波防災地域づくりのイメージ

### 3-8-2 植栽

「MGP」はL2津波から背後地を守る機能のほか、景観や環境にも配慮する必要があります。また、保安林との一体性なども考慮し、先行して整備を進めている他市町の事例等を参考に海岸環境に適用性の高い樹種等を選定し、植栽等を検討します。

表 3-5 樹種の例

| 海岸環境に適用性の高い樹種                         |
|---------------------------------------|
| 低木広葉樹(マサキ、シャリンバイ、トベラ、ヒサカキなど)          |
| クロマツ、高木広葉樹(ウバメガシ、タブノキ、ユズリハ、エノキ、アキグミ等) |

### 3-8-3 アクセス方法

沿岸部では海水浴やサーフィン等利用が多いため、アクセス方法にも配慮する必要があります。盛土を乗り越える坂路、陸こうやボックスカルバート構造等、地域住民や利用者からの意見を参考に検討します。



図 3-9 乗り越え坂路の例(左写真)、ボックスカルバートの例(右写真)

---

## 4 維持管理

---

### 4-1 維持管理方針・計画

数百年以上にわたって、牧之原市を津波から守るため、適切に保全する必要があります。市民団体の組織など、市民や企業との協働による維持管理を推進します。

また、L2 津波に対する機能や景観・環境を維持するため、牧之原市による定期的な点検のほか、市民や企業が参画できる制度を策定します。

### 4-2 利活用計画

沿岸部では海水浴やサーフィン等の利用がされており、海岸周辺での散策等の多目的利用について、市民からの意見を参考に利活用方策を検討します。

## 5 今後の課題

「MGP」の整備にあたっては様々な課題があります。市民や企業の皆さんとの協働、国や県などとの連携・協力によりひとつひとつ解決しながら、事業を進めます。

### 1) 財源の確保

- ◆ 効率的に整備を進めるため、財源を確保する必要があります
  - 補助金・交付金の活用に向けた検討
  - 寄付やふるさと納税（個人・企業）の活用
- ◆ 盛土材の受け入れ調整、民地等の買収、移転補償費用等について調整の必要があります
  - 国・県や民間企業と連携し、盛土材（建設発生土）の確保

### 2) 構造や維持管理

- ◆ 区間毎に施設の具体的な工法を検討する必要があります
  - 背後地の住宅、工場、農地、道路がある場合の工法
- ◆ 維持管理体制を構築する必要があります
  - 市民団体の組織
  - 市民や民間企業と連携

### 3) 各種法令や関係機関との調整

- ◆ 各種関係法規（海岸法、森林法、自然公園法など）、関係機関との調整が必要となります
  - 国や県との連携・協力



## 6 用語集

(50音順)

### 海岸保全施設（かいがんほぜんしせつ）

海岸保全区域にある堤防・突堤・護岸・砂浜、その他海水の浸入または海水による侵食を防止するための施設

### 地震被害想定（じしんひがいそうてい）

発生のある可能性のある地震を想定し、地震が起こった場合にどの程度の被害が発生するかを推定するもので、事前の防災対策や防災組織の行動決定などの基礎資料

### 震度（しんど）

かつて、震度は体感および周囲の状況から推定していたが、平成8年（1996年）4月以降は、計測震度計により自動的に観測し速報している。「0 1 2 3 4 5弱 5強 6弱 6強 7」の10階級に分類される

### 全壊・半壊（ぜんかい・はんかい）

全壊:住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの

半壊:住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの

### 高潮（たかしお）

海水が吹き寄せられて海面が上昇する現象。台風や発達した低気圧の影響で気圧が下がり、海面が吸い上げられることで上昇したり、強い風が沖から海岸に向かって吹くことで生じる。

### 宅地評価額（たくちひょうかがく）

固定資産税などの税金を計算する基準となる価格のことで、市町村では、土地や家屋について「固定資産課税台帳」に課税価格などを登録している。公示価格の7割が目安

### 多重防護（たじゅうぼうご）

万が一不測の事態が発生しても最悪の事態にいたらないように、互いに独立した複数の安全策を講ずること

### 地価（ちか）

土地を売買するときの価格。土地の売買価格

**中央防災会議（ちゅうおうぼうさいかいぎ）**

災害対策基本法に基づいて設置された重要政策に関する会議。内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議

**津波（つなみ）**

地震や海底火山の噴火などによって生じる非常に波長の長い波。海岸に近づくと急に波高を増し、港や湾内で異常に大きくなる

**津波浸水想定（つなみしんすいそうてい）**

津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深について、都道府県知事が設定し公表する

**南海トラフ巨大地震（なんかいとらふきょだいじしん）**

日本列島の太平洋沖、「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9級の巨大地震

**発生頻度（はっせいひんど）**

あることが繰り返し行なわれたり、あらわれたりする度合。特に、統計学では、度数のこと。

**東日本大震災（ひがしにほんだいしんさい）**

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害

**防災・減災（ぼうさい・げんさい）**

防災：災害を未然に防ぐ、被害の拡大を防ぐ対策のこと

減災：災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み

**防潮堤（ぼうちょうてい）**

台風などによる大波や高潮、津波の被害を防ぐ堤防のこと

**マグニチュード（まぐにちゅーど）**

地震そのものの規模を表す尺度。また、その数値。通常、震央から100キロ離れた地点にある標準地震計の最大振幅をミクロン単位で測り、その常用対数で表す

**盛土（もりど）**

低い地盤や斜面に土砂を盛り上げて高くし、平坦な地表を作る、または周囲より高くする工事。またはそれが施された道路や鉄道の区間。その工事によって盛られた土砂そのもののことも指す

**リードタイム（リーどたいむ）**

工程において作業に着手し、その作業が完了するまでの時間をいい、一般的には、待ち時間、段取時間、実作業時間、後処理時間より構成される